

事業期間の2年間の延長について

- 本年11月の総合経済対策※¹において、賃上げを一過性のものとせず、構造的賃上げとして確固たるものとするため、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革について、3年程度の変革期間において、早期かつ着実に実施することが決定されました。
- これを受け、新しい雇用慣行への移行を更に加速化させるために、本事業を通じた個人への支援（キャリア相談対応、リスキリング提供、転職支援）の終期を、令和6年度末から令和8年度末まで延長することとしました※²。
- 延長される期間（令和7年度から令和8年度）において、新たに採択される事業に対しては補助率の変更を予定しております。詳細の情報については、次回の公募（四次公募）以降のタイミングで本ホームページにてお知らせする予定ですが、本事業にご関心のある事業者の皆様におかれましては、より早期にご参画いただけるようご検討ください。

※1 デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～（令和5年11月2日閣議決定）
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf

※2 これに伴い、支援を受けた個人の転職後1年間のフォローアップの終期は、令和7年度末から令和9年度末まで延長することとなる。